

情報ネットワーク伝播権保条例

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いません

情報ネットワーク伝播権保護条例

《情報ネットワーク伝播権保護条例》は2006年5月10日国务院第135回常务会议を通過したのでここに公布し2006年7月1日から施行する。

第一条 著作権者、実演者、録音録画製作者（以下すべて権利者と称する）の情報ネットワーク伝播権を保護し、社会主義に有益な精神文化、物質文明によって作られる作品の創作及び普及を奨励するために、《中華人民共和国著作権法》（以下、著作権法と称する）に基づき本法を制定する。

第二条 権利者の有する情報ネットワーク伝播権は著作権法及び本条例により保護される。法律、行政法規に別途規定される場合を除き、いかなる組織又は個人も、他人の作品、実演、録音録画制作品を情報ネットワークを通じて公衆に提供する場合には権利者の許諾を受け、対価を支払わなければならない。

第三条 法律に基づき提供が禁止されている作品は、本法の保護を受けない。権利者は、憲法及び法律に違反することなく、公共の利益を損することなく、著作権を行使する。

第四条 情報ネットワーク伝播権を保護するために、権利者は技術的措置を採用することができる。

いかなる組織又は個人も、技術的措置を故意に迂回又は破壊してはならず、技術的措置の迂回又は破壊に主に使用する装置又は部品を故意に製造、輸入又は公衆に向けて提供してはならず、故意に、技術的措置を迂回又は破壊するための技術サービスを他人に提供してはならない。ただし、法律、行政法規が迂回の許可を規定している場合を除く。

第五条 権利者の許諾を受けずに、いかなる組織又は個人も次の行為を行ってはならない。

- （一）情報ネットワークを通じて公衆に提供される作品、実演、録音録画制作品の権利管理電子情報を故意に削除または改変すること。ただし、技術的な理由により削除又は改変を回避することができない場合を除く。
- （二）権利者の許諾を受けずに権利管理電子情報が削除又は改変された作品、実演、録音録画制作品を、明らかに知りながら又は知っているべきでありながら、情報ネットワークを通じて公衆へ提供すること。

第六条 情報ネットワークを通じて他人の作品を提供する場合において、次の状況に該当する場合には、著作権者の許諾を受けなくてもよく、対価を支払わなくてもよい。

- （一）ある作品の紹介、評論、ある問題の説明のために、公衆に提供する作品において発表済みの作品を適切に引用すること。
- （二）時事ニュースの報道のために、公衆に提供する作品で、発表済みの作品を再現又は引用することが避けられない場合。
- （三）学校の教室での教育又は科学研究のために、少数の教育又は研究者に発表済みの作品を少量提供すること。
- （四）国家機関が、公務を執行するために合理的な範囲内で、発表済みの

情報ネットワーク伝播権保条例

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いません

作品を公衆に提供すること。

- (五) 中国国民、法人又はその他の組織が既に発表した中国語の文章で創作された作品を翻訳した少数民族の言語の文章の作品を中国国内の少数民族に提供すること。
- (六) 営利を目的とせず、既に発表済みの文字作品を、盲人の感知できる特有の方式で盲人に提供すること。
- (七) 情報ネットワーク上で既に発表済みの政治、経済の問題の時事的な文章を公衆に提供すること。
- (八) 公の集会で発表された講演を公衆に提供すること。

第七条 図書館、資料館、記念館、博物館、美術館等は、著作権者の許諾を受けずに、情報ネットワークを通じて館内のサービス対象に向けて、収蔵されている合法的に出版されたデジタル作品及び法に沿って版本の陳列又は保存のためにデジタル化の方式で複製された作品を提供することができ、対価を支払わなくてもよい。ただし、直接的又は間接的に経済的な利益を得てはならない。当事者が別途取り決めた場合は除く。

前項に規定する版本の陳列又は保存のためにデジタル化の方式で複製された作品は、既に損壊したもの又は損壊に瀕しているもの、紛失したもの又は盗まれたもの、又はその記憶形式で既に時間が経過したもので、かつ市場で売買されないか、明らかに高い標準価格でのみ購買可能な作品とされる。

第八条 情報ネットワークを通じて九年制義務教育又は国家教育計画を実施する場合、著作権者の許諾を受けずに、既に発表済みの作品の一部又は短い文章の作品、音楽作品又は美術作品、撮影作品の制作講義に使用することができ、制作講義又は法に基づき受ける講義の通信教育機構によって情報ネットワークを通じて登録学生に対して提供することができる。ただし、著作権者に対価を支払わなければならない。

第九条 貧困を助けるため、情報ネットワークを通じて農村地区の公衆に無料で中国国民、法人又はその他の組織が既に発表済みの裁培養殖、病気の予防治療、火事の予防・鎮火等や貧困扶助に関連する作品及び基礎的な文化の要求に合った作品を提供する場合、ネットワークサービス提供者は、提供しようとする作品とその作者、支払う対価の標準を、提供前に公告しなければならない。公告日から30日以内に著作権者が提供に同意しない場合、ネットワークサービス提供者はその作品を提供できない。公告日から30日が経過しても著作権者から異議がない場合、ネットワークサービス提供者はその作品を提供することができ、公告した標準に従って著作権者に対価を支払う。ネットワークサービス提供者が著作権者の作品を提供した後に、著作権者が提供に同意しなくなった場合、ネットワークサービス提供者は、直ちに著作権者の作品を削除し、公告した標準に従って著作権者に対して作品を提供した期間の対価を支払わなければならない。

前項の規定に基づき作品を提供する場合、直接的又は間接的に経済的な利益を得てはならない。

第十条 本条例の規定に従って著作権者の許諾を受けずに情報ネットワークを通じて公衆に作品を提供する場合、さらに、次の規定を遵守しなければならない。

情報ネットワーク伝播権保条例

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いません

- (一) 本条例第六条第(一)号から第(六)号まで、第七条に規定する状況を除き、作者が事前に使用を許諾しないことを言明している作品を提供してはならない。
- (二) 作品の名称と作者の氏名(名称)を明示すること。
- (三) 本条例の規定に従って対価を支払うこと。
- (四) 技術的措置を採用して、本条例第七条、第八条、第九条に規定するサービス対象以外のその他の者が著作権者の作品を取得することを防止し、また、本条例第七条に規定するサービス対象の複製行為が著作権者の利益に対して実質的な損害を造成することを防止すること。
- (五) 著作権者が法に基づき有するその他の権利を侵害しないこと。

第十一条 情報ネットワークを通じて他人の実演、録音録画制作品を提供する場合、本条例の第六条から第十条までの規定を遵守しなければならない。

第十二条 次の状況に該当する場合には、技術的措置を迂回してもよい。ただし、技術措置迂回の技術、装置又は部品を他人に提供してはならず、権利者が法に基づき有するその他の権利を侵害してはならない。

- (一) 学校の教室での教育又は科学研究のために、情報ネットワークを通じて少数の教育又は研究者に発表済みの作品、実演、録音録画制作品を提供するか、情報ネットワークを通じてのみその作品、実演、録音録画制作品を取得できるようにする場合。
- (二) 営利を目的とせず、既に発表済みの文字作品を、盲人の感知できる特有の方式で盲人に情報ネットワークを通じて提供するか、情報ネットワークを通じてのみその作品を取得できるようにする場合。
- (三) 国家機関が、行政・司法手続きに基づき公務を執行する場合。
- (四) 情報ネットワーク上に存在するコンピュータ及びそのシステム又はネットワークの安全性能の検査を行う場合。

第十三条 著作権行政管理部门は、情報ネットワーク伝播権を侵害する行為を取り締まるために、権利侵害の疑いのあるサービス対象の氏名(名称)、連絡先、ネットワークアドレス等の資料をネットワークサービス提供者に要求することができる。

第十四条 情報記憶空間を提供するか、検索・接続サービスを提供するネットワークサービス提供者に対して、権利者は、そのサービスに関連する作品、実演、録音録画制作品が自己の情報ネットワーク伝播権を侵害しているか、自己の権利管理電子情報が削除、改変されたと判断した場合、そのネットワークサービス提供者に対して書面の通知を提出し、ネットワークサービス提供者にその作品、実演、録音録画制作品の削除、又は作品、実演、録音録画制作品への接続の遮断を要求することができる。通知書には次の内容を含めなければならない。

- (一) 権利者の氏名(名称)、連絡先及び住所
- (二) 削除又は接続の遮断を要求する、権利侵害に係る作品、実演、録音録画制作品の名称及びネットワークアドレス
- (三) 権利侵害を構成する初步証明の資料。

権利者は、通知書の真実性に対して責任を負わなければならない。

情報ネットワーク伝播権保条例

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いません

第十五条 ネットワークサービス提供者は、権利者の通知書を受領した後、権利侵害の疑いのある作品、実演、録音録画制作品を直ちに削除するか、権利侵害の疑いのある作品、実演、録音録画制作品への接続を遮断しなければならない。また、同時に、作品、実演、録音録画制作品を提供するサービス対象に通知書を転送しなければならない。サービス対象のネットワークアドレスが不明か転送方法がない場合には、通知書の内容を同時に情報ネットワーク上に公告しなければならない。

第十六条 サービス対象は、ネットワークサービス提供者が転送した通知書を受領した後、提供する作品、実演、録音録画制作品が他人の権利を侵害していないと判断した場合、ネットワークサービス提供者に書面での説明を提出し、削除された作品、実演、録音録画制作品の回復、または遮断された作品、実演、録音録画制作品への接続の回復を要求することができる。書面での説明には次の内容を含めなければならない。

- (一) サービス対象の氏名(名称)、連絡先及び住所
 - (二) 回復を要求する作品、実演、録音録画制作品の名称及びネットワークアドレス
 - (三) 権利侵害を構成しないことの初步証明の資料
- サービス対象は、書面での説明の真実性に対して責任を負わなければならない。

第十七条 ネットワークサービス提供者は、サービス対象の書面での説明を受領した後、直ちに、削除された作品、実演、録音録画制作品を回復するか、遮断された作品、実演、録音録画制作品の接続を回復することができ、同時に、サービス対象の書面での説明を権利者に転送する。権利者は、その作品、実演、録音録画制作品の削除、または作品、実演、録音録画制作品の接続の遮断をネットワークサービス提供者に再度通知してはならない。

第十八条 本条例の規定に違反して次の侵害行為のいずれかがある場合、状況に応じて、侵害の停止、影響の除去、謝罪、損失の賠償等の民事責任を負わなければならない。同時に公共の利益が損害を受けている場合には、著作権行政管理部門は、侵害行為を停止し、不法所得を没収し、10万元以下の罰金を科すことができる。事情が深刻である場合には、著作権行政管理部門は、ネットワークサービスの提供に主に使用するコンピュータ等の設備を没収することができる。犯罪を構成する場合には、法に基づき刑事責任を追求する。

- (一) 情報ネットワークを通じて公衆に他人の作品、実演、録音録画制作品を無断で提供すること。
- (二) 技術的措置を故意に迂回又は破壊すること。
- (三) 情報ネットワークを通じて公衆に提供される作品、実演、録音録画制作品の権利管理電子情報を故意に削除又は改変するか、権利者の許諾を受けていないことを明らかに知っているか知っているべきでありながら権利管理電子情報が削除又は改変された作品を、情報ネットワークを通じて公衆に提供すること。
- (四) 貧困を助けるために情報ネットワークを通じて農村地区の公衆に提供した作品、実演、録音録画制作品が規定の範囲を超えているか、公告の標準に基づく対価が支払われていないか、権利者が作品、実演、録音録画制作品の提供に同意しなくなった後に直ちに削除され

情報ネットワーク伝播権保条例

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いません

ていないこと。

- (五) 情報ネットワークを通じて他人の作品、実演、録音録画制作品を提供し、作品、実演、録音録画制作品の名称又は作者、実演者、録音録画制作者の氏名(名称)を明示していない又は対価が支払われていないか、本条例の規定が採用する技術的措置に基づき防止されていないサービス対象以外のその他の者が他人の作品、実演録音録画制作品を取得するか、防止されていないサービス対象の複製行為が著作権者の利益に対して実質的な損害を造成すること。

第十九条 本条例の規定に違反して次の侵害行為のいずれかがある場合、著作権行政管理部门は、警告し、不法所得の没収、技術的措置の迂回、破壊に主に使用する装置又は部品を没収することができる。事情が深刻である場合には、ネットワークサービスの提供に主に使用するコンピュータ等の設備を没収し、10万元以下の罰金を科すことができる。犯罪を構成する場合には、法に基づき刑事責任を追求する。

- (一) 故意に、技術的措置を迂回、破壊する装置又は部品を製造、輸入又は他人に提供するか、故意に、他人が技術的措置を迂回又は破壊するために技術サービスを提供すること。
- (二) 情報ネットワークを通じて他人の作品、実演、録音録画制作品を提供して経済的利益を得ること。
- (三) 貧困を助けるために情報ネットワークを通じて農村地区の公衆に作品、実演、録音録画制作品を提供する前に、作品、実演、録音録画制作品の名称、及び作者、実演者、録音録画制作者の氏名(名称)、並びに対価標準を公告していないこと。

第二十条 ネットワークサービス提供者は、サービス対象の指示に基づきネットワーク自動接続サービスを提供するか、サービス対象が提供する作品、実演、録音録画制作品について自動伝送サービスを提供する場合、次の条件を満たすときには、賠償責任を負わない。

- (一) 転送する作品、実演、録音録画制作品を選択せず、かつ改変していないこと。
- (二) 指定されたサービス対象に対してその作品、実演、録音録画制作品を提供し、かつ、指定されたサービス対象以外のその他の者による取得を防止していること。

第二十一条 ネットワークサービス提供者は、ネットワークの伝送効率を上げるために、その他のネットワークサービス提供者から取得した作品、実演、録音録画制作品をキャッシュし、技術協定に基づき自動的にサービス対象に提供する場合、次の条件を満たすときには、賠償責任を負わない。

- (一) キャッシュされた作品、実演、録音録画制作品を改変していないこと。
- (二) 提供する作品、実演、録音録画制作品の元のネットワークサービス提供者が管理するサービス対象のその作品、実演、録音録画制作品の取得状況に影響を与えないこと。
- (三) 元のネットワークサービス提供者がその作品、実演、録音録画制作品を修正、削除又は遮蔽するとき、技術協定に基づき自ら修正、削除又は遮蔽していること。

情報ネットワーク伝播権保条例

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いません

第二十二条 ネットワークサービス提供者は、サービス対象に提供した情報記憶空間が、サービス対象が情報ネットワークを通じて公衆に作品、実演、録音録画制作品を提供するために供される場合、次の条件を満たすときには、賠償責任を負わない。

- (一) その情報記憶空間がサービス対象のために提供されるものであることを明確に表示しており、ネットワークサービス提供者の名称、連絡先、ネットワークアドレスを公開していること。
- (二) サービス対象の提供する作品、実演、録音録画制作品を改変していないこと。
- (三) サービス対象の提供する作品、実演、録音録画制作品の権利侵害を知らず、かつ知っているべきである合理的な理由がないこと。
- (四) サービス対象の提供する作品、実演、録音録画制作品から経済的利益を直接得ていないこと。
- (五) 権利者の通知著を受領した後に、本条例の規定に基づき、権利者が権利侵害と判断した作品、実演、録音録画制作品を削除していること。

第二十三条 ネットワークサービス提供者は、サービス対象のために検索又は接続サービスを提供する場合、権利者の通知書を受領した後、本条例の規定に基づき権利侵害の作品、実演、録音録画制作品への接続を遮断すれば、賠償責任を負わない。ただし、明らかに知りながら又は知っているべきでありながら接続した作品、実演、録音録画制作品が権利を侵害する場合、共同権利侵害の責任を負わなければならない。

第二十四条 権利者の通知によってネットワークサービス提供者が誤って作品、実演、録音録画制作品を削除するか、誤って作品、実演、録音録画制作品への接続を遮断したことに起因してサービス対象に損失を与えた場合、権利者は賠償責任を負わなければならない。

第二十五条 ネットワークサービス提供者は、正当な理由なく、権利侵害の疑いのあるサービス対象の氏名(名称)、連絡先、ネットワークアドレス等の資料の提供を拒絶したり引き延ばした場合、著作権行政管理部门は警告し、事情が深刻である場合には、ネットワークサービスの提供に主に使用するコンピュータ等の設備を没収する。

第二十六条 本条例の用語の意味は以下の通りである。

情報ネットワーク伝播権とは、有線又は無線の方式で公衆に作品、実演又は録音録画制作品を提供し、公衆に作品、実演又は録音録画制作品を各人の選定した時間と地点で取得させる権利を指す。

技術的措置とは、権利者の許諾を受けずに作品、実演、録音録画制作品を眺めたり観賞したり、又は情報ネットワークを通じて公衆に作品、実演、録音録画制作品を提供することの防止、制限に使用するのに有効な技術、装置又は部品を指す。

権利管理電子情報とは、作品及び作者、実演及び実演者、録音録画制作品及び制作者の情報を説明し、作品、実演、録音録画制作品の権利者の情報と使用条件の情報、及び上述した情報の数字又はコードを指す。

第二十七条 本条例は、2006年7月1日から施行する。